

国民健康保険からのお知らせ

令和元年度 国民健康保険被保険者証をお送りします。

現在お持ちの国民健康保険被保険者証は、有効期限が、平成31年(令和元年)7月31日までとなっております。

新しい保険証(有効期限令和2年7月31日)を7月中旬に簡易書留郵便でお送りしますので、令和元年8月1日以降は新しい保険証をご使用ください。



国民健康保険特定疾病受療証をお送りします。

現在発行しております国民健康保険特定疾病受療証は、有効期限が**平成31(令和元年)7月31日まで**となっております。令和元年7月下旬に新たな有効期限(令和元年8月1日から令和2年7月31日まで)の国民健康保険特定疾病受療証を普通郵便にてお送りします。この受療証は自動更新ですので、手続き等は必要ありません。

限度額適用認定証・標準負担額減額認定証をご存知ですか？

入院される(された)場合、この認定証を医療機関に提示すると、窓口での支払が一定の限度額にとどめられます。認定証は入院のみではなく外来受診でも適用されます。窓口での支払限度額は高額療養費の限度額となります。

限度額適用認定証・標準負担額減額認定証が発行できる方

- ・ 70歳未満の方
- ・ 70歳以上75歳未満の住民税非課税世帯の方
- ・ 70歳以上75歳未満の現役並み所得(課税所得145万~689万円)の方

* 差額ベッド代など保険適用外の費用には適用されません *

申請に必要なもの

- ①保険証
- ②印鑑(認印)
- ③窓口に来られる方の本人確認書類
- ④世帯主と限度額認定証が必要な方のマイナンバーのわかるもの

※既に交付済の方は、有効期限が平成31年(令和元年)7月31日までとなっておりますので、8月以降も必要な方は、再度申請が必要となります。8月以降分につきましては、**7月22日(月)から発行できます。**

限度額適用認定証を利用すると、高額療養費の限度額までのお支払いとなりますが、世帯合算等により高額療養費の支給対象となる場合もあります。限度額や高額療養費の有無については健康推進課国保年金班までお問い合わせください。

●問い合わせ先 / 健康推進課 国保年金班 ☎82-4147